

城里町総務民生常任委員会会議録

日時 令和元年6月11日(火)

午前10時43分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(7名)

委員長	河原井 大介 君	副委員長	藤 咲 芙美子 君
	小 坏 孝 君		鯉 渕 秀 雄 君
	関 誠一郎 君		三 村 孝 信 君
	猿 田 正 純 君		

欠席委員(なし)

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議長 小 坏 孝 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書 記	藤 田 真 紀
書 記	高 丸 哲 史

総務民生常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

- (1) 陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- (3) 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解

決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(4) 陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

(5) その他

4 閉 会

午前10時43分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） ただいまから総務民生常任委員会を開会させていただきます。

委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 最初に、河原井委員長にご挨拶をいただきたいと存じます。

○委員長（河原井大介君） 各位におかれましては、閉会后、大変お疲れのところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議、陳情4件につきまして審議をお願いするものです。慎重な審議、委員会運営には特段のご協力をお願いしまして、ご挨拶とします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

ここからは河原井委員長の議事進行で会議運営をお願いしたいと存じます。

委員長、よろしくお願いいたします。

審議事項

○委員長（河原井大介君） それでは、会議に入ります。

お手元の資料の（1）陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

事務局より1番についての説明を求めます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 陳情第2号でございます。

陳情者は水戸市見川5の127の281、茨城県商工団体連合会会長、松澤博様でございます。陳情の要旨を読み上げます。

私たちの暮らしや地域経済は今大変深刻な状況です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されておりまして、消費税は生活費課税です。ところが政府は、10月の10%に引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。

以上の趣旨から、引き上げ中止を求める意見書を提出してくださるよう陳情いたします。という要旨でございます。

以上、簡単ではございますが、内容の説明をいたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河原井大介君） 説明ありがとうございます。

ここで各委員の皆様からのご意見等をお受けいたしたいと思います。

いかがでしょうか。

○委員（三村孝信君） ちょっとお伺いしたいんですが、この陳情している団体なんですが、茨城県商工会連合会というのと商工団体がつく連合会、この違いというのは、わかりますか。

○委員長（河原井大介君） 商工会連合会は、商工会ですよ。これは商工会ではありません。いろいろな団体がありますので。

○委員（三村孝信君） まあ、似ているね。

○委員長（河原井大介君） 確認中の間、ご意見があれば。

○副委員長（藤咲芙美子君） 消費税というのは、今、常に弱い立場の人たちがことに多く負担かかることだと思うんです。何一ついいことをもたらさないというのもあるので、ぜひこの消費税だけはやめさせてほしいと。以前も3%上げると言いまして5%に上がったときも社会保障ということだったんですけれども、社会保障はよくなっておりません。ですので、これは様々な団体が消費税中心に立ち上がっているんだと思います。団体というのは、保健医療団体とか、各議員の人たちの有志とか、税理士会とか、そういう人たちも立ち上がってはいます。ですので、消費税はもう今弱者にとって非常に苦痛でしかないような、そういう生活に大打撃を与えるような消費税ですので、この陳情書は賛成すべきと私は考えています。

○委員（猿田正純君） ちょっと新人なんでわからないんですけど、例えばこういう陳情が来て、これを例えばこの委員会で賛成しました、その以降、城里町は賛成ですってなっちゃうんですか。

○委員長（河原井大介君） それについてはですが、まず、この委員会の中で方向性を決定します。これはまずいかな、いいかなというイエスかノーかで決めます。その中で、我々は付託を受けていますので、本会議場での上程、委員会での採決の結果をお話をさせていただいて、本会議場で議会議員全員でのイエスかノーか判断するということなので、たたき台としては付託をいただいていますから、審議内容としては委員会での意見は重いということをご理解いただきたいと思います。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 今ネット検索しましたところ、商工団体連合会というのはこういうものですよという自分のホームページがございまして、民主商工会というところがやっているようで、零細中小企業が集まってできた商工団体です。全国に民主商工会（民商）はあり、茨城県では日立、水戸、土浦、鹿行、県南に民商があります。各県に〇〇商工団体連合会として管轄されています。全国を統合する全商連があり、それぞれの

規模で国、県、市、自治体に対して零細中小企業者にとってよりよい制度や政策、生活を守る活動をしているということが書いてあります。

確定申告やそういうものをお手伝いしますよというようなことが書いてあります。

○委員（三村孝信君） 非常に類似団体というかな、名称が似ているので誤解を生むかと思うんですが、今、商工会連合会は、バーコード、アリペイ、ペイペイ、キャッシュレスに備えて対応をやっています。消費税10%、2%上げるということの対応も各商工会連合会、各市町村の商工会も懸命にやっています。

そういう中で、この団体名称だとそういった連合会が反対していると誤解を与える。その誤解を与えやすい名称なんで、それを確認したんです。

そういうことで、事業者、それから商工会等はもう既に10%に向けての準備を始めているというのが現状だということはお伝えしたい。以上です。

○委員（鯉淵秀雄君） 結論から申し上げますと、いわゆる継続審議にしていただければと思っております。なぜならば、ここでは、引き上げ中止となっております。今、国のほうでは10%に上げることが認められていて、8%から2%上げるというのを2度延期をしておるわけです。そういう中で、ここで中止と入っていますんで、それはなかなか国の情勢も踏まえますと、中止というわけにはいかないのかなと思っておりますんで、できるだけ継続審議にしてほしいと。

○委員長（河原井大介君） 委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが。

○委員（関 誠一郎君） 私、事業者としてお客様からお預かりする消費税ですから10%にならないほうがそれはもう理想だと、個人的には思うんであります。今鯉淵議員が言ったように、中止という文言に関する意見書は、ちょっと国の政策も10%で進んでいる、そして今、町の議会に上程された10%に対応して条例改正もしていく、全国的にそのような流れで進んでいるかと思えます。そういう中で、私も継続審議ということにしたいと思えます。

○委員長（河原井大介君） その他。皆様から。

[発言する者なし]

○委員長（河原井大介君） ないようですが、各委員のほうから閉会中の継続審査というご意見がございました。この点に関しまして、これ時間もありますので、継続審査というそろそろ結論というか、意見を集約してまいりたいと思えますけれども、この委員会としては、この陳情第2号についてなんです、継続審査ということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（藤咲芙美子君） 継続審査にしたときに、その後、期間中、閉会してから再度審議することがあります。要望があれば審議できますか。

○委員長（河原井大介君） 今、副委員長からありましたが、確かに継続中だと審査でき

ます。ただ、この参議院選挙を挟みながら、国のこの10%においては国民の意見というの
も聞けますし、そういうところを踏まえながら今の話は弾力的に、総体的に考えることは
可能だというふうに思っています。

ただ、今定例会の委員会においては、再度触れさせていただきますが、継続審査でよろ
しいかどうかということですので、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） では、そういうことでこの第2号については継続審査となり
ます。

副委員長におかれましては、その内容については、今後調整させていただきます。よろ
しくお願いします。

そうしますと、異議なし……。

○委員（鯉淵秀雄君） 委員長、はっきりしておいたほうがいいんじゃないですか。一応、
議会の慣例としては、実際的に閉会中の継続審査というのは、もう流すということなんで
すよ、再度審議するというのではなくて。やっぱりその辺は明確にしておいたほうがい
いような気がしますが、これ継続審査にして、じゃあ委員会としてどうするんだ、また
やるのか、またやるのかということになっちゃいますんで。

○副委員長（藤咲美美子君） 慣例というのは非常に大切なものかもしれません。しかし、
その場、その場でそれを変えていかなければならないこととか、大切なものは審議してい
くとか、そういうもので継続というか、新しく取り入れていかなくちゃならないとか、そ
ういうようなこともありますので、慣例というのは確かにいいものもあります。慣例でや
っていくことは十分大切なことなんですけれども、その都度、その都度慣例ではいけない
ような、やっぱり今その時々状況に応じて審議しなければならないことが出てくるん
ではないかと思います。それを削除して、慣例だからやらなくてもいいんじゃないかとい
うそういうことでは、議員としての役割が本当に果たせるのかどうか、ちょっと疑問に思
います。

○委員（猿田正純君） こういう消費税増税というようなことで城里町は賛成と決まりま
した、どここの町は反対になりましたなんていうことは、日本の世の中どこもできない
んじゃないですか、こういうのは。だから私、一番先に聞いたんですよ、これはどうなる
んですかって。ほかの町の町民であっても、個人個人全員が考え方違うので……。

○委員長（河原井大介君） すいません。一応、この審議内容は、陳情第2号について、
ただいま継続審査ということで決定いたしました。異議なしで。できれば、そういった話
については、その他の事項で、委員会の後にしていただければと思いますので、よろしく
お願いいたします。

次に移りたいと思います。

続いて、（2）陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・

国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

まず、事務局より説明を求めます。

○**議会事務局長（阿久津雅志君）** 陳情第3号でございます。

陳情者は、沖縄県那覇市銘苅1の3の36ハピネス新都心2-302「新しい提案」実行委員会、安里長従様外陳情人目録のとおり6名でございます。

陳情の要旨を読み上げます。

辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること、2、全国の市民が責任を持って米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと、3、国民的議論において、沖縄以外の全国の全ての自治体をひとしく候補地とし、一地域への一方的な押しつけとならないよう解決することを採択し、この旨の意見書を提出されたいということでございます。

以上、簡単ではございますが、内容のご説明をいたしました。

ご審議のほどよろしく願います。

○**委員長（河原井大介君）** ここで、皆様方からのご意見をちょうだいしたいと思います。

ご意見等よろしく願います。

○**委員（関 誠一郎君）** この陳情3号、4号については日米安全保障の問題があり、各地方の議会がどうしてもなかなか動かないのが現状かと思いますが、私個人としては、ホワイトハウスの前で沖縄の辺野古建設阻止というアメリカ人が反対のデモを多数行っている。にもかかわらず、じゃあ日本人である私が、本当に沖縄に押しつけていいのか、本当に日本人一人一人が県外、国外という面でもう少し国民が目覚ましていいのではないのかなど、もう私個人的な考えは持っておりますし、また、あれだけの自然の環境を壊してまで必要なのかなという感じは多少なりとも、いろんな面で勉強はしておりました。

そこで、私は個人的には、この考えは日本人としてもっと深く考えるべきだということで採択で願います。

○**委員長（河原井大介君）** ほかに皆様からご意見ありますでしょうか。

○**副委員長（藤咲芙美子君）** この点については、私は普天間基地の沖縄の県外、国外移転ということについては容認するものではありません。しかし、私たちは県外、国外というのはここでの疑問な点なんです。沖縄から県外ということは、国のどこかに、茨城県のどこかに持ってくるのかとか、そういうようなことになるんじゃないかと思うんですけども、そういうものではなく、これは県外、国外移転についてはちょっと納得できないかな、私個人としてはですね。これは全て工事は中止にするべきではないかということなんです。

ここで、趣旨の一番最初には、工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすることというようなことを言われていますので、この点については私も強く求めるところでの

で、この陳情については賛成で、採択すべきと私も考えております。

○委員長（河原井大介君） そのほか。いかがでしょうか。

○委員（三村孝信君） 閣議員、それから藤咲議員のおっしゃっていることもわかる部分あるんですが、この要旨の中に、直ちに新辺野古の工事を中止し、しかも普天間基地の運用を停止しなさいということが一番先に明記されているんですね。この普天間基地の運用を停止するという事は、現実的に今、米軍が運用している中で、求めていくというのは非常に非現実的ではないかということがまず一点ですね。

それと、中に陳情第3号の大きな番号の4というのがあるんですね、これは2ページなんですけど、民主主義の2つの大原則に反することというのがあるんですけども、この民主主義の原則、多数決、少数意見の尊重ということなんですけど、ここに書かれていることは、かつて、昔、民主主義を日米安保学生運動といった考え方というのは確かに記されていましたが、固定的少数者、それからそれに対して流動的少数者というような分け方をしています。その中で、沖縄県民は固定的少数者だと。この固定的な少数者の意見は尊重されるべきだというこの考えは、今やもう民主主義の考え方になじまないような気がします。

そういったことで、次の陳情になってしまうんですけども、陳情第4号では、司法書士の方は4番の流動的少数者、それから固定的少数者というカテゴリーは省略したいということを考えて、私はこれは継続審査を希望します。

以上です。

○委員長（河原井大介君） そのほか大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（河原井大介君） それでは、意見を集約してまいりたいと思います。

陳情第3号について、さまざまな意見の中で採決のほうがよろしいんじゃないかという意見があります。

ここでお諮りをさせていただきたいというふうに思いますが、この陳情第3号辺野古に関する採択について採択か否かということで確認をさせていただければというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） では、この陳情第3号について採択の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

○委員長（河原井大介君） 挙手の方が2名ということでありますので、多数決により不採択ということで当委員会としては不採択というふうに決定をいたしました。

〔発言する者あり〕

○委員（三村孝信君） 委員長、3つで聞いていただける。継続審査も入れて。

○委員長（河原井大介君） わかりました。

では、まず採択の方から挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河原井大介君） そうしますと、まず、2名。不採択の方はいないですね。
今回の閉会中の継続審査がよろしい方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河原井大介君） そういうことで、閉会中の継続審査ということでこの第3号については決定させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 第3号につきましては閉会中の継続審査とさせていただきますこととなります。

続きまして、陳情第4号に移ってまいります。

辺野古……すいません、じゃ、議会事務局お願いします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） では、続いて陳情第4号でございます。

陳情者は東京都新宿区四谷2の8、全国青年司法書士協議会会長、半田久之様でございます。

陳情の要旨でございますが、先ほどの陳情第3号と同じでございますので省略させていただきます。

三村委員のご指摘どおり、次のページの要旨、これが削除されているということでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） それでは、説明が終わりましたので、ここで意見等を許します。

いかがでしょうか。

〔「同じだから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 今、皆さんから同じ内容だからというお声がありました。ここで意見を集約させていただきます。

当委員会においては、この陳情第4号の取り扱いについては閉会中の継続審査ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） 異議なしの声がありました。

それでは、この陳情第4号につきましては閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

続きまして、陳情第5号に移ってまいります。

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、陳情第5号でございます。

陳情者は埼玉県川越市仙波町2丁目17の34、一般社団法人、日本沖縄政策研究フォーラム理事長、中村覚様でございます。

陳情の要旨を読み上げます。

2008年に自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、5回の同様の趣旨の勧告が出されました。沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては単なる基地問題ではなく、国際的少数民族の差別問題だと認識されているのです。私たちの祖国日本の永遠の団結と繁栄のために、日本政府に沖縄県民は先住民族だという国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を採択を求め陳情をいたします。ということでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河原井大介君） 説明ありがとうございます。

ここでご意見等、各委員の皆様からございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

その前にちょっとお聞きしたいのですが、この先住民族という言葉为国連が出していると訴えています。私、勉強不足で申しわけないんですが、知らなくて。そういった話をしていると。

○議会事務局長（阿久津雅志君） と書いてあります。

○委員長（河原井大介君） 書いてあるわけですね。それについては私もそこまでの内容については……。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 確認はしていません。

○委員長（河原井大介君） はい。

では、皆様方から。

○委員（関 誠一郎君） この文言については、日本政府も結局撤回を求めて3回も提出して、政府が動いているという中で、これは日本の主張でしょうけれども、日本と国連の話し合いの中ですので、一議会がどうこうしてもなかなか変わるものではないだろうと。その代わり日本政府が動き出して3回もやっているんだから、町としては継続審査ということでもいいのではないかと思います。

○委員長（河原井大介君） ほかに。

○副委員長（藤咲芙美子君） この内容をよくよく見てみますと、沖縄の人たちは国連の中で先住民だと言われているというようなことについて、自分たちは日本人として生まれて、日本語で会話して、日本語で勉強して、日本の歴史を勉強してきたと。そういうようなことで少数民族などとは意識したことがないという沖縄県の人たちの思いというのはいか

なり強くなっています。私たち自身がどのように沖縄の人たちを見ているのかというところで議論してもらえたらいいのかなというようなことを感じております。

要するに、国連が沖縄県はかわいそうだと、少数民族でかわいそうなんだと、そんなところで米軍の基地があって、それで基地問題をされているんだということで、少数民族でというような形で見ているんですね。そういう問題ではなく、沖縄県の人たちは先住民でも何でもなし、自分たちは日本人として見てほしい、扱ってほしいということを国連に訴えているんですね。

多分これは沖縄県の人たちの意見というか、考えをやっぱり尊重してあげて、この小さな町の一議員がどうこうしてもということではなく、こういう小さな一議員からもこの陳情に対してこういう考えがあったと、議論してしっかりと自分たちの考えは沖縄の人たちをこんなふうに思っているよというようなことをしっかりと伝えていくべきなんではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

私としては、この撤回を求める意見書については賛成、採択をしてほしいと思っております。

○委員長（河原井大介君） その他。皆様から。

○委員（三村孝信君） 先言わせてもらおうと、委員会始まって以来藤咲議員の意見を一緒にするんですよ、この問題に関しては。それは意味合いがちょっと違うんですが、基本的には沖縄基地の問題が絡んでいて、この運動の中では基地反対を行っている、沖縄に住んでいる住民じゃないいろんな団体、民族主義、そういう団体がこれをまず利用しているという部分もあるんですよ。そういった点も考慮に入れて我々は反対しなきゃならないんでしょうけれども、沖縄県民のアンケートの中をちょっと見た中で、2005年の沖縄の琉球大学の林先生というのがやった、1,200人あたりから抽出したアンケートらしいんですが、これも沖縄の場合は恣意的なアンケートが行われることがあるんで、これをそのままのみにはできないかもしれないんですけども、一つ言えるのは、沖縄人であると答えた人は41%いるということなんだよね。沖縄人であり日本人だというのが29%で、日本人だというのは25%、そういう意識を沖縄県民の方も持っているというようなことが一つ示されているんだね、これ。そういう沖縄県の中の事情というのは我々にはなかなか伝わってこない。

そして、沖縄のマスコミはどちらかといったら左寄りのマスコミが多い。そうすると基地反対を声高に叫べばマスコミは取り上げるけれども、実際、基地で働いていたたり、それから基地関係の工場、それからサービス業等で働いている方の意見というのはなかなか手に入らずらいという、そういう現状があります。

そういう中で、この政策フォーラムというのは、こういった陳情を出してきたと。情情的にはわかる部分があるんですよ。ただ、関委員がおっしゃったように、各日本の自治体がこういった問題に採択、不採択というようなことをやっていくというのはいかななもの

かなというのはあるんです。ただ心情的には採択をしてあげたいというようなことではあるんだけど、全体の流れとしては、継続審査という流れで私もいいんじゃないかなと思います。

○委員長（河原井大介君） そのほか皆様からございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（河原井大介君） ないようでしたらば、意見の集約を諮ってまいりたいと思います。

先ほどと同じようにさまざまな意見が出ていますので、まずは、採決なのか不採決なのか、もしくは閉会中の継続審査なのかを確認をさせていただければというふうに思います。

まず、この陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択の陳情書について、採択の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河原井大介君） また、不採択とお思いの方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河原井大介君） 続きまして、閉会中の継続審査がよろしいんじゃないかという方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河原井大介君） ということで、閉会中の継続審査という皆さんの思いが出ましたが、これについて、当委員会は閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） それでは、陳情第5号でございますけれども、閉会中の継続審査ということにいたします。

以上でこの陳情についての審議を終了させていただきます。

また、このあと各委員の皆様から、その他の事項といたしまして、そのほか何かご意見ございましたらばお願いいたします。

○副委員長（藤咲芙美子君） こういう国家的な問題、日本全国の問題、町内の中の問題ではなく全国的な問題として取り上げられる陳情、請願などは、今回は陳情だけなんですけれども、非常に私たち一人一人の人権、それから自分の生きる命とか暮らしの中でも非常にかかわりの深いものが提案されているんだと思うんです。その中で採択にするのか不採択にするのか審議するんだと思うんですけれども、自分たちのものとあんまりかかわりないからというような、そういう考えではなく、しっかりと私たちの身近にあるものだと、自分たちの生活に置きかえて審議していただければいいのかなというのを感じております。皆さんのきょうの審議、よかったと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

○委員（三村孝信君） ちょっと待ってよ。今のはおかしい。だって、我々は自分の問題

として真剣に討論していたんだよ、どういうことですか。今の審議じゃおかしいと言っているのと同じじゃないですか。

○委員長（河原井大介君） まあ、その他。

猿田委員、先ほど話が途中でしたが、何かその他の事項で。

○委員（猿田正純君） 今の藤咲さんのお話なんですけれども、例えば国連のこの件は、例えば常任理事国にその辺や中国だとかいろんな国が入っている訳ですよ。そういう中で、この文面の中にも従軍慰安婦のプロパガンダと書いてありますけれども、従軍慰安婦のプロパガンダだけじゃなくて、ほかのいろんな政治的な思想に絡まれていきそうな気がするので、そう簡単には答えは出せないの、継続審議というのは一番いいんじゃないかなと。個人的にも、国がやっていることだから私は任せたという考えではありません。

○委員（鯉淵秀雄君） 先ほど僕が言ったつまりはっきりした方がいいと思うんですが、ただ、閉会中の継続審査でこのところ各常任委員会とも所掌事務として継続して審議できるというふうになっていますので、継続審査というと藤咲議員が言うように、再度協議できるんじゃないかという意味合いはあるとは思いますが。ところが、やはりこれ何度審議しても、そんなに意見の食い違いが出るものではないと思うんです。ですから、やっぱり閉会中の継続審査というものは一つはもう流すと、次の議会までの、定例会開催までのものですよということで、一つは流すというのが一つの慣例だと思うんですよ。それ慣例を変更していくのも大事じゃないかという意見もありますが、現実的にはそういうことだと思うんです。だったら二者択一で採択、不採択で結論出したほうが早い様な気はします。ただ、そこへいくと少しトゲが出ちゃいますんでね。

そこで閉会中の継続審査という言葉が出ているわけですから。

○委員長（河原井大介君） 確かに政治判断的に出しづらい問題だったり、タブーな問題だったりそれについて継続審査という一つの方法論としては、その一つの選択の幅として、もちろん流してしまう、流すという前提あるかもしれませんが、と同時に、もう1点では、改めて本当に継続審査できる内容もあるかとは存じます。ですから、それについては本当に集中して委員会の中で研究しながら、本当に必要だというものに対しては皆さんのご意見の中で継続審査をすればいいし、ただ、全体としては継続審査になっているものに対しては、やや難しさはあると、やややりづらさはあるということは、皆さんの一番最初の念頭として置いていただければ、その都度、その答えは出るんじゃないかなということ、まずは確認させていただければというふうに思ってます。

それは明確にするということは、ちょっと今、当委員会において、もしくは先ほど見せていただいたような議員必携等、法的に照らし合わせても、明確な議論というのは出ませんが、ただ、慣例という一つの言葉において、形の中で政治判断をしてきたということは、重々、鯉淵委員のおっしゃるとおりなのは、事実でありますので、それを踏まえた上で、副委員長も一緒に協議していただければという風に思いますので、そういう形の中で慣例

というか、前例主義というか、それも一つの大切なものであるということは理解はしています。

以上です。

では、ほか皆様からなければ、最後に皆様にお伺いをさせていただきます。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてであります。最終日の日程に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原井大介君） ありがとうございます。

閉 会

○委員長（河原井大介君） 以上をもちまして、当委員会に付議されました案件については協議が終了いたしました。

ここで閉会に当たりまして、藤咲副委員長よりご挨拶をいただきます。

○副委員長（藤咲芙美子君） 私の思いが深いところがあって、申しわけありません。皆さんの心にちょっとおかしいなというふうに伝わったというようなことがあれば、私からおわびを申し上げます。失礼いたしました。申しわけありません。

しかし、今回このように全体的にしっかりと皆さんの意見が出されて審議されたということについては、非常に今回もよかったなと思っております。今後とも皆様のお力をおかりいたしまして、しっかりと審議内容を深めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（河原井大介君） 大変お疲れさまでした。

午前11時26分閉会